

「近江八幡市・安土町新市基本計画」の総括

平成 29 年 10 月 30 日

〈目 次〉

- 基本目標①：豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます 1
- 基本目標②：安全・安心な生活基盤を維持・構築し、次世代への礎を築きます 4
- 基本目標③：一人ひとりが支え合い、心のかよう社会を構築します 7
- 基本目標④：暮らしを支える産業を「人」と大きく広げます 11
- 基本目標⑤：創造性が豊かで行動力があり、未来へ通じる「人」を育みます 13
- 基本目標⑥：協働に基づく「地域の経営」の実践により公共サービスを広げます 16

■基本目標①：豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます

□基本方針

琵琶湖、西の湖一带の“水と緑の豊かな自然環境”、安土城跡や観音寺城跡、八幡山城跡など日本を代表する歴史遺産や近江商人のまちなみ、織田信長の改革精神や豊臣秀次の自由商業都市の思想などに裏付けされた美しい風土を守り育て、次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。

□総括コメント

- ・環境保全や衛生環境の整備に関しては、関連計画の策定や施設整備のほか、生物多様性の保全や里山整備、食品ロス低減の呼びかけ等、具体的な取組みの実施が進んでいる。また、環境保全活動やごみのリサイクル、環境美化活動への市民の参画も進みつつある。一方で、人口減少や高齢化などの社会環境や財政状況の変化、担い手の高齢化等に伴う課題も生じているため、それらに対応するための取組みが必要となる。
- ・歴史・文化の振興や魅力的な景観形成については、関連計画の策定のほか、文化施設への指定管理者の導入や、市民による文化芸術活動や景観形成活動への支援等を行うなど、当該分野への市民の関心を高めるための取組みを行ってきた。今後も、市民の主体的な参画が促進されるような取組みを行うことが望まれる。

主要施策の取組み	「方針」に対応する取組みの主な成果等	次期計画に向けた課題
<p>①環境保全の推進</p> <p>【方針】</p> <p>今後は、市民や各種団体などとの連携を一層密にし、市民一人ひとりが、環境問題（エコ問題）について考え、行動する場をつくることにより、環境の維持・向上を計画的に進め、琵琶湖や西の湖などの水質保全対策の推進や緑豊かな自然の保全、希少動植物の保護、あわせて自然環境に配慮した河川などの整備促進に努めます。また、環境にやさしい暮らし、新エネルギーの開発を推進するとともに、自然と共生したまちづくりを推進するため、自然とのふれあい学習や環境教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の維持・向上を計画的に進めるため、環境基本計画をはじめとして、新市における環境関連の指針となる計画を策定し、環境報告書を毎年作成・公表するなど、<u>現状把握及び進行管理を行う体制が整った。</u> ・琵琶湖や西の湖などの水質や、緑豊かな自然を保全するため、市民団体との協働などにより、ヨシ群落の保全や西の湖の生物多様性の保全、里山整備による森林の多面的な機能の維持等の<u>環境保全活動に取り組んだ。</u> ・自然と共生したまちづくりを推進するため、環境まちづくり活動団体への支援や、住民主体で実施されている西の湖一斉清掃（安土地域）、地域住民とともに森林整備を行う「豊かな杜づくり隊」の立ち上げ等を行い、<u>市域各地で協働による環境保全の取組みが進んだ。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の取組みや市民の意識啓発は、終期があるものではなく、<u>継続的に取り組んでいくことが必要である。</u> ・森林整備については、<u>生産森林組合の高齢化や所有者不明の森林の増加</u>などにより、日常の維持管理が困難な状況になっている。
<p>②ごみの減量と適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の整備については、平成28年7月末に、<u>新しい一般廃棄物処理施設である「近江八幡市環境エネルギーセンター」が完成し、8月から運営を開始している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層を取り込んだ実践的な取組みを検討するとともに、<u>多様な媒体を活用した情報提供・発信</u>にも取り組んでいく必要がある。

<p>【方針】 旧市町で異なるごみ処理方法を調整しつつ、循環型社会の構築に向け、ごみ問題に対する意識の高揚や施設の整備を行うなど、さらなるごみの減量化や4R（リデュース・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、グリーン購入の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化や5Rの推進等、ごみ問題に対する市民意識の高揚を図る取組みについては、<u>生ごみの堆肥化促進から、生ごみそのものを削減するための「食品ロス低減」にシフトするため、まずは市内の宿泊施設や結婚式場に対して、活動や顧客への呼びかけの協力（「料理との一期一会（1518）運動」）を依頼した。</u> ・平成28年度末をもって中部清掃組合から脱退予定であった安土地域について、平成29年度から市環境エネルギーセンターでの一元処理を行うため、ごみの出し方や分別方法等を統一した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域連携ごみ減量実践モデル事業」では、農地等で生ごみの堆肥化促進に取り組んできたが、<u>宅地化による農地の減少や担い手の高齢化により継続が困難になることが予想されるため、今後は食品ロス低減を主眼に、地域連携事業のシステムを再構築する必要がある。</u>また、今後は、大規模飲食店への協力も呼びかけていく。 ・資源ごみの再資源化については、特に可燃ごみに占める割合が大きい<u>紙類の分別徹底を継続的に啓発する必要がある。</u>
<p>③衛生的な生活の維持・増進 【方針】 今後も琵琶湖の水質保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽などによる生活排水対策を進めるとともに、施設の維持管理や修繕について計画的な対応に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水対策については、<u>し尿処理体制を安土地域で随時受付収集制から完全計画収集制に切り替えたことにより、収集車両の稼働を最小限に抑え、効率的な収集を実現した。</u> ・また、<u>下水道処理区域内の大規模団地におけるコミュニティプラントの公共下水道への接続替えがほぼ終了し、未整備地域では、合併処理浄化槽の設置を推進している。</u> ・加えて、公害防止のための指導・啓発のほか、自治会や市民団体等が主体的に取り組むまちの美化対策により、<u>市民の良好な生活環境を維持してきた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備には多額の費用が必要であり、料金収入とのバランスを考慮すると、<u>更なる整備費用の支出は困難である。</u> ・今後も、合併処理浄化槽をはじめとする適切な汚水処理施設設置に関する啓発活動を行う必要がある。 ・下水道の長寿命化については、<u>市有施設全体のストックマネジメント計画に基づき、公衆衛生や公共水域の水質に影響を及ぼさないよう、維持・管理を行っていく必要がある。</u> ・良好な生活環境の保持は終期がないため、市民のマナー意識を保持向上させるための啓発が必要である。
<p>④歴史・文化の振興と活用 【方針】 地域に根ざした風土を基本に、歴史遺産を活かした歴史文化都市の形成、湖畔や田園風景の保全、安土城跡などの史跡、ヴォーリズ建築に代表される伝統的な建造物やまちなみ景観の保全・整備、地域に古くから伝わるまつりや地域行事などを継承するとともに、古文書などの地域文化史料を保存・継承します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡安土城跡の活用を図るため、<u>ヴァーチャルリアリティ技術による安土城と城下町の復元を行い、信長の館のシアター施設での常設上映を開始し、文化財の普及啓発活動を行った。</u> ・史跡や伝統的建造物、景観を保全・整備するため、平成26年に国の史跡に指定された雪野山古墳を、<u>東近江市・童王町とともに保存・活用するための、「史跡雪野山古墳保存活用計画」を策定した。</u> ・市民の歴史文化学習や文化芸術活動を推進するため、市内文化関連施設に指定管理者制度を導入し、<u>歴史講座や演奏会のほか、陶芸教室、模写教室、体験工房等を通じて、近江八幡の歴史や文化に関する啓発活動を行った。</u>また、文化会館は、多くの優れた舞台芸術と市民参加型の舞台を提供し、文化の振興に寄与した。 ・また、文化団体連合会への補助金交付をはじめとした市 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、<u>現有施設の必要性や運営管理方法についての再検討が必要になるほか、文化芸術活動団体への補助金についても、財政状況に応じた見直しを検討する。</u> ・文化会館では、今後も鑑賞型の舞台芸術のほか、<u>市民が参加できる参加型の舞台を積極的に導入する。</u>また、共催等の運営方式を取り入れ、<u>収益の確保も目指す。</u> ・文化財の保存については、修理現場説明会の実施等、<u>市民の関心を高める取組みの手法や仕組みの検討が必要になるほか、市史や古文書等本市の貴重な文献のデジタル化を進め、これらの資料を、市民や学校がもっと活用できる方法を検討することが求められる。</u>

	<p>民や子どもによる<u>文化芸術活動の支援のほか、国指定文化財の保存修理、埋蔵文化財の本発掘調査、市史の編纂等、地域文化資料の保存・継承につながる取組みを行った。</u></p>	
<p>⑤魅力的な景観形成の推進 【方針】</p> <p>今後も、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする、歴史的なまちなみの保全・活用を推進するとともに、市民による景観形成活動を積極的に支援します。また、新市全域において風景計画を策定するなど、良好な自然景観と都市環境の形成を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的なまちなみや風景を保全・活用するため、全市域を対象とした「<u>近江八幡市風景計画</u>」を策定し、<u>風景づくりの基本的な考え方及び地域ごとの特性と方向性を示した</u>うえで、「<u>歴史文化風景計画</u>」（安土地域）や「<u>水郷風景計画</u>」（西の湖周辺地域）等の地域別計画を策定した。 ・また、市民による景観形成活動への支援として、地域の景観形成や保全活動への補助を行うことにより、<u>まちなみの保存や自然環境の保全に関する市民の自主的な風景づくり活動が活発に行われており、地域への愛着の形成やコミュニティの再生にもつながった。</u> ・さらに、<u>日本遺産に認定された地域を保全し、本市特有の自然信仰、修験道、水辺の暮らし等を地域活性化に活用した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物等の修景推奨デザイン等の作成や無電柱化を通じて、より統一されたまちなみ景観の形成を推進する必要がある。 ・現在準備を進めている屋外広告物の条例を制定する。 ・良好な風景の維持・向上を図るには、<u>地域における意識の高まりや主体的な取組みが重要となるため、市民への一層の啓発が必要である。</u> ・<u>景観形成・保全活動に取り組む市民団体のメンバーが高齢化しており、担い手不足も顕在化しつつある。</u> ・引き続き、日本遺産の認定地の魅力を内外に発信していく。

■基本目標②：安全・安心な生活基盤を維持・構築し、次世代への礎を築きます

□基本方針

安全で安心できる生活の確保と新市の均衡ある発展に向けて、生活道路や交通拠点、情報基盤の整備と確実な維持管理を行います。また、生活基盤の維持・構築を進めるとともに、防災・減災への環境整備や体制づくり、防犯への取組みの推進などを維持・構築し次世代への礎を築きます。

□総括コメント

- ・本市の地域特性を踏まえ、調和のもとに土地利用を推進するための指針を定めることで、地域ぐるみの農地保全や、用途地域の変更による効果的な土地利用が促進された。また、地区計画の積極的な活用による良好な住環境やまちなみの整備が進み、未整備地域においても市街化に関する協議が行われている。今後は、人口動向や社会経済情勢の変化に対応できる新たな土地利用の仕組みづくりが求められるほか、地区計画等に対する市民への周知を図る必要がある。
- ・交通安全対策がハード・ソフトの両面で進み、市民バスの路線拡大による公共交通の利便性向上も実現したが、ハード整備は国の補助が必要となるため、今後は財源確保のための情報収集やソフト事業の充実など、取組み内容についての調整や見直しが必要になることが考えられる。
- ・消防・防災、防犯対策は、市民の自主的な取組みが比較的進んでいる分野であるが、今後も、自主防災組織の設置等を通じた地域住民同士の連携強化を促進するための取組みが求められる。また、市内での福祉部局及び防災部局の連携や、小規模な公共施設における耐震化も進めていく必要がある。
- ・消費者行政に関しては、窓口の体制強化や出前講座の認知度向上が図れたほか、消費者教育推進団体との連携も進んだ。今後は現在の体制の推進とともに、消費社会市民形成に向けた更なる啓発が必要となる。

主要施策の取組み	「方針」に対応する取組みの主な成果等	次期計画に向けた課題
<p>① 計画的な土地利用の推進 【方針】 今後も都市的土地利用と農業的土地利用および自然的土地利用の調和のもとに、低・未利用地の有効利用、既存市街地の活性化、雇用の場の確保と地域経済の活性化のための市街地の拡大など、計画的な土地利用を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市的土地利用・農業的土地利用・自然的土地利用の調和のもとに土地利用を推進するため、「近江八幡市国土利用計画（第1次）」及び「近江八幡市都市計画マスタープラン」により、<u>合併後の土地利用の包括的な指針を定めるとともに、未来の都市像の骨格を示し、地区ごとの基本方針及び将来構想を示すことができた。</u> ・ 中でも農業的土地利用については、<u>農家のみならず、様々な市民の参画により、地域ぐるみで農地の保全に取り組むことができた。</u>また、市街化編入想定区域内の農用地における土地利用に関する関係機関との調整が進んだ。 ・ また、用途地域の変更により、<u>低未利用地の整序のみならず、地域住民の生活利便性の向上や、雇用者増につながる効果的な土地利用が促進された。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後人口が減少し、また社会経済情勢が変化する中でも、持続可能かつ安全・安心に暮らせる都市づくりのため、<u>土地利用規制等だけではなく、立地適正化計画制度等を用いた新たな仕組みづくりに取り組むことが求められる。</u> ・ 農地の保全については、事務の正確性の確保と併せて効果が評価される実践活動に重点を置いた活動が必要になってきており、事務負担の増大により事業の継続が難しい組織も出てきていることから、負担軽減のため、<u>複数の組織が共同で運営を行う活動組織の広域化に向けての検討が必要である。</u> ・ 地域地区や用途地域は、社会経済情勢の変化に伴う目指すべき都市像の変更に対応して、<u>適宜変更を行う必要がある。</u>

<p>②市街地環境の充実</p> <p>【方針】</p> <p>既存市街地については、土地の有効利用や都市環境の向上をはかるため、整備をすすめるものとし、未整備地域については、土地区画整理事業、地区計画制度などによって秩序ある市街地の形成を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存市街地では、地区計画を積極的に活用し、土地の有効利用や都市環境の向上を誘導したことで、<u>統一感のある良好な住環境やまちなみを整備することができた。</u> ・未整備地域では、市内数カ所の市街化想定区域を公表し、地権者や事業者から反応があった区域については、地権者説明会や県・土地改良区等との協議を重ねている。 ・また、<u>市営住宅の不良個所を修繕することにより、住民の生活環境が向上した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の多くが開発事業者の申し出による開発誘導型のものであり、<u>地区計画に対する市民への周知が必要である。</u> ・市街化区域内の小規模な空閑地の整序と持続可能な都市機能の維持に向けて、<u>今後は中心市街地への都市機能施設及び居住の誘導が求められる。</u> ・老朽化に伴い解体する市営住宅では、入居者の転居が必要になる。 ・既存集落等における空家が増加傾向にあるが、管理者等における適切な管理の啓発と、空家等に関する情報提供及び活用促進に必要な対策に努め、空家の増加を抑制する必要がある。
<p>③交通安全対策の推進と市内の移動基盤の整備・確保</p> <p>【方針】</p> <p>交通事故のない安全で安心な環境を実現するため、交通安全施設の整備・充実を図るとともに、高齢者から子どもまで各年齢層に応じた交通安全教育などの啓発活動を実施し、さらなる交通安全意識の高揚を図ります。また、交通施設のバリアフリー化の視点も踏まえ、JR駅周辺の整備により交通拠点施設の整備を推進するとともに、交通網の強化を図り、公共交通の利便性を高めます。さらに、災害時の速やかな対応や住環境の改善を図る生活道路の整備、地域間の連携・交流を深める地域幹線道路の整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故のない安全で安心な環境を実現するとともに、市民の交通安全意識の高揚を図るため、交通事故発生個所における交通安全施設の整備や、交通指導員による市民への交通指導、幼稚園や保育所、認定こども園等に通う子ども達向けの交通安全教育等を行った。 ・<u>歩道構造の改良により、安心して通行できる歩行空間を整備するなど、バリアフリー化を推進した。</u> ・また、交通網の強化による公共交通の利便性向上のため、<u>市民バスの路線を安土区域に拡大し、利用者も年々増加している。</u> ・道路整備に関しては、計画決定から長期間経過し、必要性が低下した都市計画道路について、既存ストックの活用を前提とした見直しを行い、廃止路線の都市計画変更を行った。 ・JR篠原駅（平成29年度完了）、安土駅（平成30年度完了）の整備を実施し、公共交通機関の利便性向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の整備要望が多く、また交通安全対策特別交付金の充当対象外となる工種の要望が増加していることから、財源確保のための情報収集、適切な予算措置のほか、ソフト事業の充実などの対応も検討する必要がある。また、交通安全教育については、学区まちづくり協議会をはじめとする関係機関との連携強化が求められる。 ・市民バスは、国からの補助金減少に伴う財源確保のほか、<u>ルートやバス停の増設等の利便性向上に向けて、地域の意見を調整する必要がある。</u> ・道路については、優先順位や財政負担を考慮し、<u>整備上の課題がある路線については、代替路線の検討や必要性の検証等を行い、適宜見直していく必要がある。</u>

<p>④ 消防・防災対策の推進</p> <p>【方針】</p> <p>より一層、災害時の減災につながる備えを強化するため、地域防災計画を策定し、消防・防災設備の充実や自主防災組織の強化育成、公共施設および住宅の耐震化の促進に努め、災害に強いまちづくりを推進するとともに、防災拠点として安全で安心な庁舎整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の減災につながる備えを強化し、災害に強いまちづくりを推進するため、市民による火災防御活動、水防活動、啓発活動等、<u>多岐にわたる活動が自主的に実施されている</u>。また、自主防災組織は 143 自治会で設置（設置率 85.1%）されている。 ・ また、<u>避難行動要支援者登録名簿を自治会等に提供するとともに、制度の説明会を実施した結果、83 自治会で避難支援体制の取組みが進み、36 自治会で個別支援計画が作成される等、地域における避難体制の整備につながった</u>。 ・ 防災拠点となる公共施設については、各学区コミュニティセンターの整備による拠点整備や「既存建築物耐震改修促進計画」や「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な耐震化対策を行っている。また、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の設置率向上により、<u>災害に備えた地域住民の連携向上を図る必要がある</u>。また、少子高齢化が進行する中、<u>消防団員の安定的な確保も必要である</u>。 ・ 市民が地域全体で防災に取り組むとともに、避難態勢を主体的に検討してもらうため、<u>福祉部局と防災部局が連携して取り組みを進めることが求められる</u>。 ・ 小規模建築物についても、「公共施設等総合管理計画」に基づく整理の中で、耐震化を進めていく必要がある。
<p>⑤ 防犯対策の推進</p> <p>【方針】</p> <p>地域に根ざした犯罪に強いまちをめざし、「なくそう犯罪」滋賀総ぐるみ運動を推進し、防犯灯など生活の安全を確保するための環境整備に努めるとともに、市民・事業者・行政が連携を図りながら、自主防犯組織を育成・支援し、自主防犯意識の高揚を図り、地域自衛型防犯システムを構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に強いまちづくりを推進するため、年金支給日等、特定の時期に啓発活動を行い、防犯意識の向上に努めてきた。また、防犯情報の共有を目的に配信している「近江八幡 Town-Mail」には、6,820 人が登録している。 ・ 自主防犯意識の高揚に関しては、毎年の地域安全週間期間に、自治会への働きかけを行うことにより、<u>自治会によるパトロール活動の定着や、警察署員による防犯講習会の開催など、市民による自主的な取組みが行われつつある</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の自主的な取組みが行われている一方で、地域防犯活動に関する報告書の提出率は、全自治会の約半分であり、積極的な取組みが進むよう、<u>まちづくり協議会や地域のボランティア団体等との連携により、地域ぐるみでの防犯活動を促進する必要がある</u>。
<p>⑥ 消費者行政の充実</p> <p>【方針】</p> <p>今後も、安全で豊かな消費生活を実現するため、啓発活動の推進と消費者相談窓口などの体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターに関する啓発活動により、出前講座の認知度が向上し、申込み件数は増加傾向にある。また、消費者教育の推進を行う団体との連携が進んだ。 ・ 消費生活相談は、窓口における相談員の増員及び相談時間の延長により、いつでも相談が受けられる体制を確保することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育推進法の施行を受け、消費者行政は、消費者被害対策に留まらず、「消費者市民社会」の形成に向けた消費者教育を推進することを目的として、取組みを推進する必要がある。

■基本目標③：一人ひとりが支え合い、心のかよう社会を構築します

□基本方針

少子・高齢社会が進むなか、市民が心身ともに健康な生活をおくれるように、保健・医療・福祉・教育・就労における組織の連携を強化し、一人ひとりが支えあい、安心して暮らせる心のかようまちづくりを進めます。

□総括コメント

- ・ 地域が主体となった高齢者の見守りが全市的な取組みに発展し、また障がい者の就労機会が拡大促進策を実施するなど、一定の成果が上がっている。また、新たにCCRC推進のための取組みも進む中で、今後は、福祉分野のみならず、関連分野による横断的な地域福祉の取組みを推進する必要がある。
- ・ 医療機関間での連携や情報共有のほか、総合医療センターをはじめとする地域医療の担い手による地域包括ケア体制の構築が進められているが、今後、県の地域医療構想による影響や、総合医療センターの経営形態の見直し等による影響が生じることが考えられる。
- ・ 特定健康診査の受診率は向上し、幅広い年代に対する食育にも取り組んでいるが、今後は、国の方針である「健康格差の縮小」等、新たな視点での健康対策支援を検討することが求められる。
- ・ 放課後児童クラブの整備を進め、妊娠期から子育て期までの総合的な相談に対応するため「子育て世代包括支援センター」を設置し、市の子育てトータルサポート体制の基盤を生成した。今後は、より身近な地域で子育て家庭を支援する体制や、親の育ちを支援するための学習機会の提供、行政と子育て支援の担い手との連携強化等が求められる。
- ・ 人権啓発や男女共同参画の推進にあたっては、自治会との連携による取組みが進んでいるが、参加者の固定化や地域ごとの温度差等がみられるため、より幅広い市民が関心を持つような取組みが求められる。
- ・ 新たな取組みとして、「職場の縁結びサポーター制度」を創設したが、今後は行政の直接支援だけではなく、民間や地域が主体となった取組みを支援するための仕組みづくりが必要である。

主要施策の取組み	「方針」に対応する取組みの主な成果等	次期計画に向けた課題
①福祉の向上 【方針】 介護保険をはじめ両市町でのサービスの違いを調整するとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が平等に社会の一員として生活をおくることのできるまちづくりを進めます。 保健・医療・福祉に関わる総合的な地域ケアシステムの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉分野の最上位計画としての「近江八幡市地域福祉計画」を策定し地域福祉推進の方針を定めるとともに、併せて取組みの進捗管理と評価の仕組みを構築した。 ・ 「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」の策定により、家庭、学校、地域、企業と行政それぞれが連携しながら、<u>地域社会全体で取組みを推進する基盤ができた。</u> ・ <u>高齢者の見守りについては、地域が主体となった重層的な見守り体制を推進し、全市的な取組みに発展させることができた。</u> ・ 職業相談事業や個別キャリアカウンセリングを実施し、<u>就職情報の提供や仕事の悩み相談の場を提供した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、福祉関係課のみならず、まちづくり、防災、市民生活、教育など、<u>幅広い分野で地域福祉推進への理解を深め、分野横断的に取り組んでいく必要がある。</u> ・ 関連団体とも連携しながら、<u>若年層から高齢者まで、幅広い世代の就労の場の創出に取り組む必要がある。</u>また、障がい者の就労支援については、農業分野とのコラボレーションについて検討していく。 ・ 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムを構築するにあたり、<u>医療と介護の連携を促進し、地域での高齢者の生活支援体制を確立する必要がある。</u>

<p>構築、地域単位での保健・福祉活動を促進する地域福祉計画の策定、高齢者の健康の保持増進と生きがい形成、障がい者(児)の自立支援や社会参加の支援など、各種の福祉サービスの充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障がい者の就労体験や実習受入企業の開拓等に取り組み、就労の場の拡大促進策を実施した。</u> ・ <u>近江八幡市版CCRCである「安寧のまちづくり」を推進するため、平成 28 年度に基本計画を策定したほか、関係者、専門家及び移住希望者等からの意見聴取やプロジェクトの進捗PR等を行う共創プラットフォーム (o8c.jp) を構築した。</u> 	
<p>②医療の充実 【方針】 市民の多様な医療ニーズに対応できるよう、体系的な医療提供体制の整備を促進し、医療機関の機能分担と相互の連携による地域医療のネットワーク化をはかります。あわせて、医療機関、保健・福祉関連施設などとの連携のもとに切れ目のない医療サービスの提供体制の確立に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の機能分担と相互の連携による地域医療のネットワーク化を図るため、連携先の病院・診療所等に出向いて、顔の見える関係づくりに努めたことで、<u>地域医療支援病院の新基準値である紹介率 50%以上、逆紹介率 70%以上を達成した。</u> ・ 特定健康診査等の結果、要医療受診となったケースについては、かかりつけ医への連携及びかかりつけ医から専門医への連携を推進している。 ・ 総合医療センターでは、地域医療構想への対応として、地域包括ケア病棟を開設し、病気のみならず、栄養サポート、摂食嚥下、排尿ケア、呼吸ケア、褥瘡など、<u>多様なニーズに対応できる切れ目のないチーム医療を提供することができた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の地域医療構想では、本市が含まれる東近江医療圏での急性期病床が約 500 床削減対象となっている。総合医療センターは病床稼働率が高いため、将来削減対象になると大きな影響が出る。 ・ 地域の病院・診療所と引き続き顔の見える関係を築くなど、<u>地域完結型医療の実現に向けて取り組むことが求められる。</u> ・ 特定健康診査等の結果が「要医療受診」のケースの受診率の向上を図る必要がある。 ・ 総合医療センターについては、<u>独法化等も含めた経営形態の見直し検討が必要である。</u>
<p>③健康づくりの支援 【方針】 病気にならず、元気に過ごせる環境をつくるため、保健・医療・福祉が一体となった体制を整えるとともに、市民の体力づくりの推進や健康保持・増進を目的とした交流の場の提供、介護予防の充実など市民が相互にふれあい、支えあえる環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の健康保持を図るため、40 歳以上国保加入者の特定健診対象者に、健診の通知と同時にがん検診の案内を送付している。また、20 歳女性には子宮頸がん検診・40 歳女性には乳がん検診の無料クーポンを送付している。 ・ 特定健康診査では、40～50 歳代の未受診者を対象に、電話、訪問、通知による受診勧奨を実施したところ、<u>40 歳代の受診率が向上した。</u> ・ また、食育推進計画の策定および計画に基づく食育の推進により、幼稚園・保育所、こども園、学校のほか、地域においても食育に関する取組みが進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳がん・子宮頸がん健診では、特に若い世代の受診率が低い。また、胃がん・大腸がん検診は、無料クーポンの廃止以降受診者が減少しているため、<u>受診率・受診者数の向上に向けた取組みが必要である。</u> ・ 食育については、<u>特に子どもや若い世代を中心とした望ましい食習慣実践に資する取組みが求められる。</u> ・ 国の方針である「健康格差の縮小」等、<u>新たな視点での健康支援対策が必要</u>であり、新健康はちまん 21 プランの中に盛り込む予定である。
<p>④子育て支援 【方針】 子ども達をまちの宝として</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに関する学習活動や悩み相談などの体制・仕組みづくりを進める中で、地域子育て支援拠点では、親子の交流・学びの場のほか、相談や子育て関連情報の提供ができた。また、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブだけではなく、児童の居場所づくりを総合的に検討する必要がある。 ・ 子育て支援人材を養成する体制はできているため、<u>全</u>

<p>地域ぐるみで育てるため、子育てに関する学習活動や悩み相談などの体制・仕組みづくりを進め、子どもを産み、育てる喜びを感じることができるまちをめざします。</p>	<p>需要に応じて放課後児童クラブを整備したことで、学童期の子どもの居場所が確保された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域ぐるみの子育てを推進するため、地域における各主体の連携のあり方を検討</u>できた。また、「<u>子育てサポーター養成講座</u>」では、子育て支援人材を発掘し、技術向上を支援している。 ・ 認定こども園・地域型保育事業・保育所分園等を整備することにより、保育の受け皿を確保するとともに多様な保育ニーズに応えることができた。 ・ 親育ち子育て広場（カンガルー広場）の開催等による受け身の子育て支援から参加者が自ら企画し活動する主体的な子育て支援を推進し、<u>親子のふれあい遊びや仲間づくり、発達段階に応じた子どもへの関わり方の学習機会の提供により、子育ての不安感や負担感、孤立感の軽減を図ることができた。</u> ・ 平成28年4月に「<u>子育て世代包括支援センター</u>」を開設し、<u>専門職が妊娠から子育て期までの様々な相談に対応している。</u> 	<p><u>後は養成した人材を活用するための仕組みづくりが必要である。また、より身近な地域で子育て家庭を支援する体制が求められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今後も、子どものみならず、親の育ちを支援するため、親子の自主活動や地域との関わり、講座等の開催による学習機会の提供等が求められる。</u> ・ 子育て世代包括支援センターでは、<u>母子保健型利用者支援事業との連携や、地域の子育て支援者との連携を推進する必要がある。</u>また、新庁舎に福祉・教育分野の機能を集約する「福祉トータルサポートセンター構想」も推進する。 ・ 保育の受け皿確保については、<u>地域の実情を考慮しつつ、利用者が安定的で多様な保育を選択できる環境を整備する必要がある。</u> ・ <u>子育て家庭にやさしいまちづくりを推進するため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する必要がある。</u>
<p>⑤人権文化の創造</p> <p>【方針】</p> <p>さらなる人権尊重の推進のため、国際的な視点や地域の実情に即して、行政の関係部署が連携した対応を進めるとともに、市民一人ひとりが人権問題に主体的に関わり課題解決に向け実践していく「人権文化」の創造に努めます。</p> <p>また、男女が共に個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、あらゆる分野で共同参画できる社会の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人権文化」の創造につなげるため、人権尊重のまちづくり推進協議会や市内の各種団体と連携し、市が開催する人権フェスティバルや市民講座のほか、各自治会のまちづくり懇談会等を通して、人権意識の啓発に取り組んだ。 ・ あらゆる分野で男女共同参画が進むよう、自治会ごとに男女共同参画推進員を委託し、資料の提供や研修会等による学習機会を設けることで、男女共同参画に関する意識啓発に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発に関するイベントや講座への参加者が固定化しており、<u>より幅広い市民が関心を持つような内容を検討する必要がある。</u> ・ 男女共同参画に関する取組みは、地域によって定着状況に差があるため、<u>全ての地域で活動が定着するよう、まちづくり協議会との連携を強化し、自治会への支援を行う必要がある。</u>

※その他	・市内企業を対象に、 <u>企業内で結婚に関する相談や情報提供を行う</u> ため、「職場の縁結びサポーター制度」を創設した。	・今後は、行政による直接的な支援だけでなく、 <u>民間や地域が主体となった取組みをサポートするための仕組みづくり</u> を検討する必要がある。
------	---	---

■基本目標④：暮らしを支える産業を「人」と大きく広げます

□基本方針

農業・商業など地域経済を支える産業について、担い手・後継者の育成や雇用機会の創出などにより、これら産業の維持発展をめざします。また、大都市への近接性、豊かな生活環境など、立地特性を活かした新たなビジネスの起業と育成や、自然・歴史文化資源を活かした滞在型観光圏の形成を図ります。

□総括コメント

- ・ 農産物直売拠点の設立や、ブランド農産物の栽培促進、農業法人化等により、農業の経営安定化につながる取組みが進んでいる。今後も、農家所得の向上につながる作付け品種の推進や、農産物の付加価値向上のほか、担い手の高齢化を見据えた後継者確保等が求められる。
- ・ 商店街支援や創業支援を実施してきたが、今後は商店街支援の目的の明確化や、地域性を活かした創業支援の検討、「ものづくりビレッジ」構想の一貫としての空家の活用促進等を進める必要がある。
- ・ 農商工連携による商品開発や、観光協会を通じた観光PRを進めてきたが、今後は、商工業振興の指針の策定や、観光資源と生産者・事業者とのネットワーク化による産業おこし支援等が必要である。また、産業用地確保に向けた土地の有効利用に関する検討も求められる。

主要施策の取組み	「方針」に対応する取組みの主な成果等	次期計画に向けた課題
<p>①足腰の強い農業づくり</p> <p>【方針】</p> <p>農地の集約化と効率化による経営安定化を進めるとともに、地域の他の産業分野との連携による高品質で付加価値の高い農産物の生産・供給体制の確立、環境こだわり農産物の生産など地域特性を活かした農漁業の振興や地産地消システムの構築などに積極的に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の経営安定化につながる取組みが進んでおり、グリーン近江農業協同組合と設立したファーマーズマーケット「きてか〜な」における平成28年の売上げは約7億円に達し、<u>地場農産物の直売拠点となっている。</u> ・ 地域特性を活かした農業の振興に関しては、<u>江州水郷ブランド農産物の実質栽培面積が、20.5ha(平成22年度)から81.9ha(平成28年度)と6年間で約4倍に拡大している。</u> ・ 東近江地域農業センター等の関係機関との連携による法人化相談会や法人化マニュアルの発行等により、<u>特定農業団体及び準ずる組織であった54組織のうち、平成24年以降、30組織が法人化した。</u>また、認定農業者の人数も増加し、集落における「人・農地プラン」の認定も進んでいる。 ・ 学校給食での野菜、特産品、郷土料理の活用をはじめとした食育や、地産地消の促進に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農家所得の向上につながる作付け品種の推進や、農業産出額のさらなる増加につながるような農産物の付加価値向上に取り組むことが求められる。</u> ・ <u>認定農業者の平均年齢が上昇しつつあるため、後継者の確保を進める必要がある。</u> ・ 人・農地プランについては、引き続き制度の周知に努め、<u>プラン作成集落の増加を目指す。</u> ・ 食育では、<u>子どもや若い世代を中心に、望ましい食習慣を実践するための取組みが必要である。</u>
<p>②環境に配慮した農業・農村整備の推進</p> <p>【方針】</p> <p>食の安全や自給率向上、環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「近江八幡市農業振興地域整備計画」及び「近江八幡市農村振興基本計画」の策定により、合併後の農用地の利用計画や農業・農村振興の総括的な指針ができた。 ・ 平成27年度に法制化された「環境保全型農業直接支払交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業基盤の整備や農業施設の老朽化に対応するため、<u>長寿命化や更新対策の方向性を定め、取組みを進めていく必要がある。</u> ・ 交付金ありきの取組みではなく、<u>真に環境保全に資す</u>

<p>問題などへの関心が高まるなか、優良農地を良好な状態で保全するとともに、水質・生態系などの自然環境の保全や美しい景観の形成といった環境に配慮した生産基盤の整備を進めます。</p>	<p>金」を活用した「環境こだわり農産物」の取組面積が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農地貸付法により、都市部との交流・連携の拠点となる市民農園が1つ開設された。 	<p>る取組みが進むよう、「環境こだわり農産物」の付加価値向上を、県や関係機関とともに進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の確保・保全を図りながらも、<u>社会経済情勢を勘案した合理的な土地利用の推進が求められる。</u>
<p>③活力ある商業づくり</p> <p>【方針】</p> <p>市民の暮らしに密着し、地域の特性を活かした魅力ある商業の再生・振興を図るとともに、勤勉・質素儉約・信用を基本に全国で活躍した「八幡商人（あきんど）」の伝統と精神を活かす機会を創出することにより活力ある商業をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある商業の再生・振興を図るため、商店街に補助金を交付することで、商店街組織の維持に寄与した。 ・<u>ふるさと納税制度の活用が、衰退の一途であった本市伝統産業の「八幡靴」の再興につながった。</u> ・創業相談会や、地方創生交付金による「八幡商人育成事業」、支援機関による創業塾等を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街支援は、目的を明確にするとともに、具体的なアクションプランを策定する必要がある。 ・ふるさと納税は、制度の見直しが事業に影響する可能性がある。 ・人口減少への対応や地域の持続的な発展を目指すための一つの手段として、市の魅力を統一的に情報発信するシティプロモーションが必要になる。 ・創業支援に関しては、融資や補助金交付の検討のほか、地域性を生かした創業支援に取り組むことを検討する。 ・「ものづくりビレッジ」構想の一貫である「町家情報バンク」は近年利用がないため、<u>今後は全市を対象とした空き家情報バンクの設置による空家対策に取り組むとともに、民間事業者との協働による空家の流通・市場の活性化を目指す。</u>
<p>④魅力ある産業の振興・誘導</p> <p>【方針】</p> <p>生活に根ざした福祉や環境・観光産業などに対する起業化支援、既存企業に対する地域の連携支援や担い手づくり支援などを通じ、経営の安定化・生産性の向上を促進します。また、従来の産業分野の枠をこえた新たな資源の発掘・創造など魅力ある産業の誘導を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「近江八幡水郷の食材と食プロジェクト会議」との連携による、農商工連携商品開発の推進により、<u>市内農業者による農商工等連携事業計画が6件認定された。</u> ・近江八幡観光物産協会に物産振興事業業務を委託し、観光物産協会を通じたPR等を行うことで、観光資源や物産の振興につながった。 ・「近江八幡市観光振興計画」の策定により、旧市・町の合併による総合的な価値を高めた地域の歴史文化資産や自然環境を活かした新たな観光施策を行っている。 ・「近江八幡版DMO形成計画」を策定し、観光産業の戦略的かつ効果的な運営と観光地域づくりを行うDMOの設置に向けた方針を示すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市には<u>商工業振興の指針となる計画やビジョンがないため、策定の必要がある。</u> ・DMOの推進にあたっては、観光資源と農業者との連携が必要不可欠であり、支援が必要である。 ・商工業者ではなく、農業者が主体となった農商工連携の促進を図る必要がある。 ・DMOを形成する団体や組織など各主体の活動が収斂されておらず、役割分担が不明確となっている。

<p>⑤雇用と産業を創出する企業誘致の推進</p> <p>【方針】</p> <p>雇用の促進につながる加工組立型業種、地域の特性を活かした農林水産業関連企業、新たな産業おこしに寄与する企業などを中心に、集積を図るよう企業誘致活動を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び県内各市町とともに、首都圏から本部機能を誘致するための「地域再生計画（滋賀県本社機能移転促進プロジェクト）」を策定できた。 ・ 土地利用計画の策定には至っていないが、本市における有効な土地利用のあり方について、関係部署との連携を進め、市街化区域変更に係る手続を支援することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市には遊休地が少なく、また遊休農地のほとんどが青色農地であるため、活用方法が限定的であり、農振除外に関する規制緩和を国・県に求めるとともに、他の活用方法について検討する必要がある。
--	---	---

■基本目標⑤：創造性が豊かで行動力があり、未来へ通じる「人」を育みます

□基本方針

次代を担う子どもたちが高い志を抱き、豊かな情操を育み、健全な心身の育成を図るため、自然・歴史・文化の学習活動を通じて、豊かな人間性を育みます。また、すべての人が住んでいてよかったと実感できるまちづくりに向けた生涯学習の場づくりを推進します。

□総括コメント

- ・教育施設の耐震化、コミュニティセンターとの一体型整備が進んだ。また、地域学習や職場体験・農業体験、森林環境学習は、子どもの学習意欲向上のみならず、地域資源や人材の活用にもつながっている。今後は、施設の計画的な長寿命化や、ICTを活用した授業改善及び校務の効率化、社会の変化に対応した体験学習及びその実施を担う人材の確保等に取り組む必要がある。
- ・市民大学講座や中央公民館講座、コミュニティセンターにおける講座、図書館での特設展示や子どもの読書促進に資する取組み等を通じて、幅広い層の市民に生涯学習の機会を提供してきた。今後も、市民の興味・関心に応じた講座の開催による学習意欲の喚起が求められるほか、建設から20年以上が経過している図書館施設の計画的な修繕も必要となっている。
- ・「スポーツフェスティバル」の開催や、各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催、健康ふれあい公園のプール棟の供用開始など、市民がスポーツに触れる機会や体力づくりの機会を提供している。今後は、スポーツクラブや体育協会加盟団体による自立的な活動の支援のほか、世代や身体の状態を問わずスポーツに参加できる機会を創出することが求められる。
- ・社会教育関係団体や企業と共に、子どもの体験活動を実施する体制を構築した。また、少年非行を抑止するための補導活動のほか、高校中退者に対する就職支援も行った。今後も、社会全体で青少年の健全育成を担う意識を高めていく必要がある。

主要施策の取組み	「方針」に対応する取組みの主な成果等	次期計画に向けた課題
<p>①豊かな心を育む教育の推進</p> <p>【方針】</p> <p>学校施設の耐震化、既存施設の維持補修と安全対策など教育施設の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の向上と連携、歴史や文化などの地域学習や体験学習、国際理解教育など教育内容の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模の適正化と子どもと保護者の選択肢を広げるため、通学区域の弾力化を推進し、小学校では37名が利用している。 ・教育施設の充実に関しては、耐震診断によりIS値が基準を満たしていない校舎について、<u>順次防災機能を備えたコミュニティセンターとの一体型整備を実施し</u>、児童生徒の安心安全な教育環境が確保できた。(H22：金田小学校、H25：島小学校、H27：桐原小学校、H30：岡山小学校) ・小中学校における「食育の日」や「食育教室」の実施により、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を学ぶ機会を提供できた。 ・地域学習・体験学習に関連して実施した中学2年生の<u>職場体験(5日間)</u>は、自身の適正への気づきや自己肯定感、学習意欲の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の耐震化は平成30年度で完了するが、老朽化した施設も多いことから、<u>計画的な長寿命化を図る必要がある。</u> ・食育については、ライフスタイルの変化の中での課題の的確な把握と、それらを踏まえた取組みの検討が求められる。 ・ITやAIの進化に伴い、仕事のあり方や働き方の変化が予想されるため、<u>社会の変化に対応した職場体験学習を実施する必要がある。</u> ・体験学習の実施にあたって必要となる<u>人材の確保が求められる。</u> ・新学習指導要領や学校現場の意向を踏まえた費用対効果の高い学校ICT環境を整備し、<u>授業改善及び校務の効率化を図る必要がある。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> また、「沖島やまのこ」(森林環境学習)や「たんぼのこ」(農業体験学習)では、体験学習の効果のみならず、<u>地域の資源や人材の活用にもつながった。</u> 	
<p>②生涯学習の推進</p> <p>【方針】</p> <p>一人ひとりがその資質と能力を十分に発揮し、心身ともに健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、図書館、公民館などを通じ生涯学習の活動や機会の充実を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の機会充実を図るため、「市民大学講座」や「中央公民館講座」を実施した。 各小学校区のコミュニティセンターで、人権尊重のまちづくりを軸とした「住みよいまちづくり推進講座」を実施するとともに、地域における人権学習会の開催や職場等での実践の担い手(指導者)を育成した。 図書館では、月々の特設展示コーナーを充実させたことで、<u>利用者から良い反応が得られた。</u>「近江八幡市子ども読書活動推進計画」を策定し、児童書の貸出の促進に取り組んだ。 ブックスタート時におけるカード作成により、<u>乳幼児の図書館利用が増加した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 近江八幡図書館・安土図書館とも、建設から20年以上が経過していることから、<u>計画的な修繕が必要となる。</u> 各図書館の特性を生かした運営を検討するとともに、<u>利用拡大のため、全域サービスの充実が求められる。</u> 「市民大学講座」では、<u>市民の興味・関心を把握し、学習意欲を喚起する講座の開催や講師の招聘が必要である。</u>
<p>③生涯スポーツの推進</p> <p>【方針】</p> <p>市民の健康・体力づくりや地域コミュニティの円滑化に向け、地域の自主的な各種スポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ施設の整備充実、スポーツ・レクリエーション活動団体の相互交流を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざしたスポーツ機会の充実と普及のため、平成26年度に、<u>各学区の体育振興会(体育協会)を中心とした「近江八幡市地域総合スポーツクラブ」を設立した。</u> ニュースポーツ等の普及を目的に、平成28年度から「<u>スポーツフェスティバル</u>」を毎年開催している。また、<u>スポーツ推進委員による出前講座も好評を得ている。</u> スポーツに触れる機会、体力づくりの機会として、年間18教室以上のスポーツ教室を開催するとともに、「水郷の里マラソン」や「げんきウォーク」等のスポーツ大会を開催している。 健康ふれあい公園では、公園整備全体を4期に分けて整備を進めており、第1期工事としてプール棟を平成29年4月に竣工し、平成29年6月から、指定管理者による運営を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツクラブや体育協会加盟団体による大会等では、<u>事務局支援を行政に依存する傾向があることから、自立的な活動に移行するための働きかけが必要である。</u> スポーツの普及と併せて親子や3世代で参加できるスポーツや、障がい者と健常者が同じフィールドで参加できるスポーツの機会を提供することが求められる。 スポーツ教室では、市民のニーズに応じた内容の検討が必要である。 健康ふれあい公園整備には今後も多額の費用を要することから、財源確保に努める必要がある。 スポーツ施設の老朽化に伴い、施設の修繕費や備品等の更新費の増加が見込まれることが課題である。
<p>④青少年の健全育成</p> <p>【方針】</p> <p>家庭・学校・地域が一体となった青少年の非行防止などの活動を推進するとともに、良好な社会環境を形成し、次代を担う青少年の豊かな情操と健全な心身育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省から受託した「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」の実施を契機として、<u>市内の社会教育関係団体及び企業と共に、地域における体験活動推進の協力体制を構築することができた。</u> 「見せる街頭補導活動」等により、少年非行を抑止するとともに、「少年センター(あすくる)」において、高校中退者に対する就職支援を行った。 新成人による成人式の実行委員会を組織し、<u>企画・運営に企画してもらうことで、社会人としての自覚を促すことができた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成には、警察・小中学校のみならず、<u>高等学校との連携を密にする必要がある。</u>また、各種団体やPTA等を含めて、<u>社会全体で青少年の健全育成を担う意識を高める必要がある。</u> 高校中退者への支援を早期に行うため、<u>少年センターへつなげる仕組みの構築が必要となる。</u> 社会教育団体については、会員数や加盟団体の減少が課題となっており、活動を活性化させるための効果的な支援が必要である。 社会人としての自覚と責任を認識してもらうため、<u>実行委員会形式での成人式は継続したい。</u>

■基本目標⑥：協働に基づく「地域の経営」の実践により公共サービスを広げます

□基本方針

地方分権時代に対応できる政策立案・人材育成・適正定員・健全財政の確立を進めるとともに、市民・企業・行政による協働の「地域経営」を実践し、公共サービスの質・量の向上を図るため、NPO、ボランティア団体や地域コミュニティ活動などの支援、企業の参画機会の構築などを進めます。

□総括コメント

- ・まちづくり基本条例の制定以降、政策立案過程や意思決定過程への市民参画機会が増加している。また、クラウドファンディングや事業の公認等により、NPO活動の支援・促進に努めている。さらに、商工会議所・商工会との連携等によるコミュニティビジネス起業家の支援体制も整った。今後は、活動支援のみならず、行政との協働のさらなる推進を図る必要がある。
- ・コミュニティセンターの整備により、地域住民の活動の場が確保されたほか、学区まちづくり協議会によるまちづくり活動や人材育成も進みつつある。一方で、地域活動の高齢化や担い手不足による自治会やまち協の負担感の増加などがみられることから、地域活動団体を支援する第三者機関の設置や、活動しやすい環境づくり等の支援方法の検討が求められる。
- ・効率的な行財政の運営や人材育成の推進、適正な事務の実施により、信頼される行政の確立に努めた。また、産学官連携による地域食材レストランやまちづくり会社の設立により、地域活性化につながる取組みの基盤を確立した。さらに、公共施設の総合的な管理に関する基本的な考え方を定めた。今後も、持続可能な財政基盤の確立や若手人材の育成に取り組み、また新たに策定する総合計画における施策評価等の仕組みづくりについても検討を進める必要がある。

主要施策の取組み	「方針」に対応する取組みの主な成果等	次期計画に向けた課題
<p>①協働による公共サービスの充実</p> <p>【方針】</p> <p>市民がより多様で高度な公共サービスを受けることができるよう、NPO活動や公共性の高い民間企業活動など、行政の枠組みを超えた新しい公共の活動主体の育成や起業を支援します。</p>	<p>・平成23年12月に「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」を制定し、<u>政策立案過程の初期段階からの市民への意見聴取や、意思決定過程への市民参画機会が年々増加している。</u>また、職員を対象とした研修を行うことにより、<u>地域活動の重要性に対する理解促進を図った。</u></p> <p>・NPO活動等の支援については平成24～27年度は事業に対する補助金を交付していたが、<u>平成28年度にはクラウドファンディングサービスとのパートナー契約締結、平成29年度には本市による事業の公認を行い、地域活動のさらなる促進につなげた。</u></p> <p>・コミュニティビジネス起業家の育成に関しては、講座や事業化支援プログラムである「未来づくりキャンパス事業」を実施し、<u>平成28年度の修了生6チーム中、2チームが活動を継続している。</u>また、近江八幡商工会議所・安土町商工会との連携により、本市を拠点とする創業希望者への支援体制が整った。</p>	<p>・行政と地域活動団体、市民活動団体、企業等が情報を共有し、意見交換や共同事業を実施できる仕組みづくりが必要である。</p> <p>・NPO等の活動を支援するだけでなく、<u>行政と協働で取り組める事業を検討する必要がある。</u></p> <p>・「未来づくりキャンパス事業」は、地域再生計画に基づく国庫補助を活用して実施しており、<u>計画期間終了後を見据えた事業の自立化を図る必要がある。</u></p>

<p>②自治コミュニティの充実・発展</p> <p>【方針】</p> <p>自らのことは自らが治めるという、自治のあるべき姿を踏まえ、地域力を高めつつ市民主体のまちづくりを推進するため、地域単位のコミュニティ活動の充実、市民主体のまちづくりシステムの構築と活動の支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力を高めつつ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域住民のコミュニティ活動の場、また地域の防災拠点として、コミュニティセンターを整備した。また、それに伴い、施設設備の不具合が解消され、避難施設も確保できた。 ・平成29年3月に「近江八幡市市民自治基本計画」を策定し、市民自治にかかる課題解決に向けた取組目標を定めることができた。 ・地域単位でのコミュニティ活動の主体である学区まちづくり協議会（まち協）では、各学区で特長のあるまちづくり活動や人材育成が実施されている。また、公民館の名称をコミュニティセンターに改称し、まち協をはじめとする地域団体に事業運営を委ねたことで利用者の増加につながり、その中から地域活動に関わることができる手段を創出できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手不足や自治会加入率の低下、自治会の負担感の増大等の課題に対応するため、<u>地域活動の担い手育成のほか、地域活動団体の事業や運営を支援する第三者機関の設置を検討する必要がある。</u> ・まち協では役員の高齢化が進み、一部役員の負担が大きくなる一方で、後継者の育成が進んでいないことから、まち協内部での検討もさることながら、<u>市からの支援方法も検討する必要がある。</u> ・コミュニティ活動に関しては、協働の視点で地域活動団体や企業等と連携し、財政支援や活動の場の提供、人材育成支援、情報共有支援等を行い、<u>活動しやすい環境づくりに努める必要がある。</u>
<p>③行政経営の推進</p> <p>【方針】</p> <p>市民の視点に立った効果的・効率的な行政サービスを提供し、信頼される行政の確立に向け、市民の参画機会や透明性の確保とともに、自主自律の行政経営に求められる政策立案・人材育成・適正定員・健全財政の確立に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼される行政の確立に向け、透明性を確保するため、新市基本計画や行財政改革大綱に基づき、効率的な行財政運営や定員管理の適正化、人材育成の推進、業務遂行における法令遵守体制の維持・向上、積極的な情報公開、指定管理者の選定及びモニタリングを推進することができた。 ・滋賀銀行、京都橘大学、事業主との連携により、<u>観光客の滞在時間延長による周辺施設への経済効果波及を目的とした地域食材レストラン「和でん」を支援した。</u>また、近江八幡商工会議所、安土町商工会、滋賀県立大学との連携により、<u>文化継承や地域課題の解決に向けた事業の実施を目的としたまちづくり会社「株式会社まっせ」を支援した。</u> ・人口推移や財政の将来見通しを踏まえて、公共施設等の総合的管理に関する基本的な考え方や数値目標を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定した。 ・現在、「近江八幡市の未来をはぐくみ、まちづくりのシンボルとなる市庁舎」を基本理念とした新庁舎の実施設計中である。 ・新市基本計画の財政計画を基に、人口減少、高齢社会の進行や市民生活に密着した公共施設等の整備などの様々な行政需要に対応した財政リスクを見据えた中で、行財政改革プランと併せて財政運営の指針となる『中期財政計画』を策定・見直しし、『持続可能な財政基盤の確立』への取り組みを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も持続可能な財政基盤の確立に向けた取組みを継続する必要がある。 ・総合発展計画は、10年間の長期にわたる構想となるため、<u>環境変化に柔軟に対応できるようなものであることが求められる。</u>また、総合計画における<u>施策評価と事務事業評価の連携についても検討する必要がある。</u> ・今後、権限委譲や地方創生の取組みにより業務量が増加することも予想されることから、行政経営上、一定の人員確保が必要である。また、職員の若年化が進んでいることから、<u>知識や技術の継承を含めた若手職員の育成が一層重要になる。</u>さらに、権限委譲や、マイナンバー制度をはじめとする新たな業務に対応できるような研修等の体制整備が求められる。 ・指定管理については、対象施設の拡大及び指定管理者の育成が必要である。 ・新庁舎は、市民活動の拠点や情報受発信の場であり、世代間交流が生まれるような求心力を持った庁舎として、時間外や休日を問わず利用できる運営方法の検討や、利用促進の仕掛けづくりを行う必要がある。

※その他		・ 沖島では、種々取組みを行っているが、人口減少傾向に歯止めがかからない状況である。 <u>島民の意識醸成の状況を踏まえ、より効果的な取組みを検討する必要がある。</u>
------	--	---

